

平成 29 年度 イマーシオン・スーツ整備技術研修会 実施要領

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

1. はじめに

当会では平成 18 年以降、イマーシオン・スーツ整備技術講習会をイマーシオン・スーツメーカー 3 社(高階救命器具(株)、東洋物産(株)、日本救命器具(株))と共同で開催し、イマーシオン・スーツ整備技術者を養成・認定してきました。今年度は、平成 23 年度に実施した第 5 回の講習会で資格を取得された方及び同年に実施した第 2 回研修会で資格を更新された方の技術者証の有効期限が平成 30 年(2018 年)3 月 31 日までであることから、これらの方々の技術者証を更新するための研修会を実施することとします。

2. 研修会の概要

- (1) 学科講習及び 3 社の実技講習を受けていただきます。
- (2) 日程は 1 日を予定しております。
- (3) 学科講習、実技講習ともに、平成 25 年に実施した講習会/研修会以降、新たに制定又は改正された規則、新型式のイマーシオン・スーツの概要等につき、講習を行います。
実技講習は、MSC/Circ. 1047 及び MSC/Circ. 1114 において点検整備を求められている事項に重点をおいて、メーカー毎に講習を行います。

3. 開催期日

平成 29 年 12 月 12 日 (火) 10 時～17 時

4. 開催場所 (予定)

東京海洋大学 越中島キャンパス 越中島会館
東京都江東区越中島 2-1-6

5. 申込期限

平成 29 年 11 月 6 日 (月) 必着

6. 受講資格

現在有効なイマーシオン・スーツ整備技術者証をお持ちの方

7. 受講手続き

次の手順で行ってください。

- (1) 研修会参加申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の研修会参加申込書に必要事項を記入の上、11月6日（月）（必着）までに、当会あてFAXで提出してください。

(2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、11月10日（金）までに、当会から所属会社（事業場）の責任者に受講の可否及び受講日を文書で通知します。

(3) 受講料等の振込書の写し及び写真の提出

当会から、受講可の通知があったときは、所属会社（事業場）の責任者は、11月20日（月）（必着）までに、当会あて次の書類等を郵送で提出してください。

① 受講料及び技術者証交付手数料の振込書の写し

受講料等については、「9. 受講料等」を参照してください。

② 受講者の写真（縦：3cm、横：2.5cm。提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像。カラー） 2葉

写真の裏面に受講者の名前を必ず記載してください。

なお、期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承下さい。

(4) 受講票の送付

(3)の受講料等の振り込みが完了したときは、当会から所属会社（事業場）の責任者経由で、受講者に受講票を送付します。

8. 受講料等

(1) 受講料

15,429円

（指導書代、消費税を含みます。）

(2) 技術者証更新手数料

メーカー1社につき3,086円 3社分で9,258円

（消費税を含みます。）

(3) 受講料等の振込先

受講料及び技術者証交付手数料は、次の口座に振り込んでください。なお、振込手数料は申込者にて負担をしてください。

三菱東京UFJ銀行 東京公務部（店番号：300）普通預金口座 630

受取人名義： 一般社団法人日本船舶品質管理協会

「 シャ）ニホンセンパクヒンシツカンリキョウカイ 」

9. 受講に当たっての留意事項

- (1) 当会に提出された書類、受講料及び写真は、特別な事情がない限り、返還しかねますのでご了承ください。
- (2) 宿泊については、受講者側で手配してください。(受講日にご注意ください。)
- (3) 受講者は、作業服を必ず持参してください。
- (4) 受講日当日、受講票を受付にご提出ください。

10. 技術者証の更新等

研修会終了後、次により技術者証が更新されます。

(1) 技術者名簿への登録の更新

研修会を受講し、所定の技量を有するものと認められた受講者を引き続きイマーシオン・スーツ整備技術者として、当会の技術者名簿への登録を更新します。

(2) 技術者証の更新交付

- a. 実技講習を担当したメーカーが作成、署名した「技術者証」(当該メーカーが製造したイマーシオン・スーツの整備ができる技術者であることを証明するもの)を当会経由でイマーシオン・スーツ整備技術者に交付します。
- b. 技術者証は、イマーシオン・スーツの点検整備の完了後に発行するイマーシオン・スーツ整備記録簿等を作成する際に使用していただきます。
- c. 技術者証の有効期間は、交付日から4年後の年度末日(平成34年(2022年)3月31日)までとなります。

(3) 技術者証の次回の更新及び研修会への参加

- a. 今回新たに交付された技術者証の有効期間が満了するまでの間に、当会が主催する研修会に参加したときは、技術者証が更新されます。
- b. 次回の更新のための研修会の開催案内は、事前に当会から所属会社(事業場)の責任者にお知らせします。

11. 参加申込書の送付先及び問い合わせ先

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 第7東ビル9階

TEL: 03-3253-6201 FAX: 03-3253-6204

E-mail: jsmqa@coral.ocn.ne.jp URL: <http://www.jsmqa.or.jp>

(担当: 小泉、赤津)